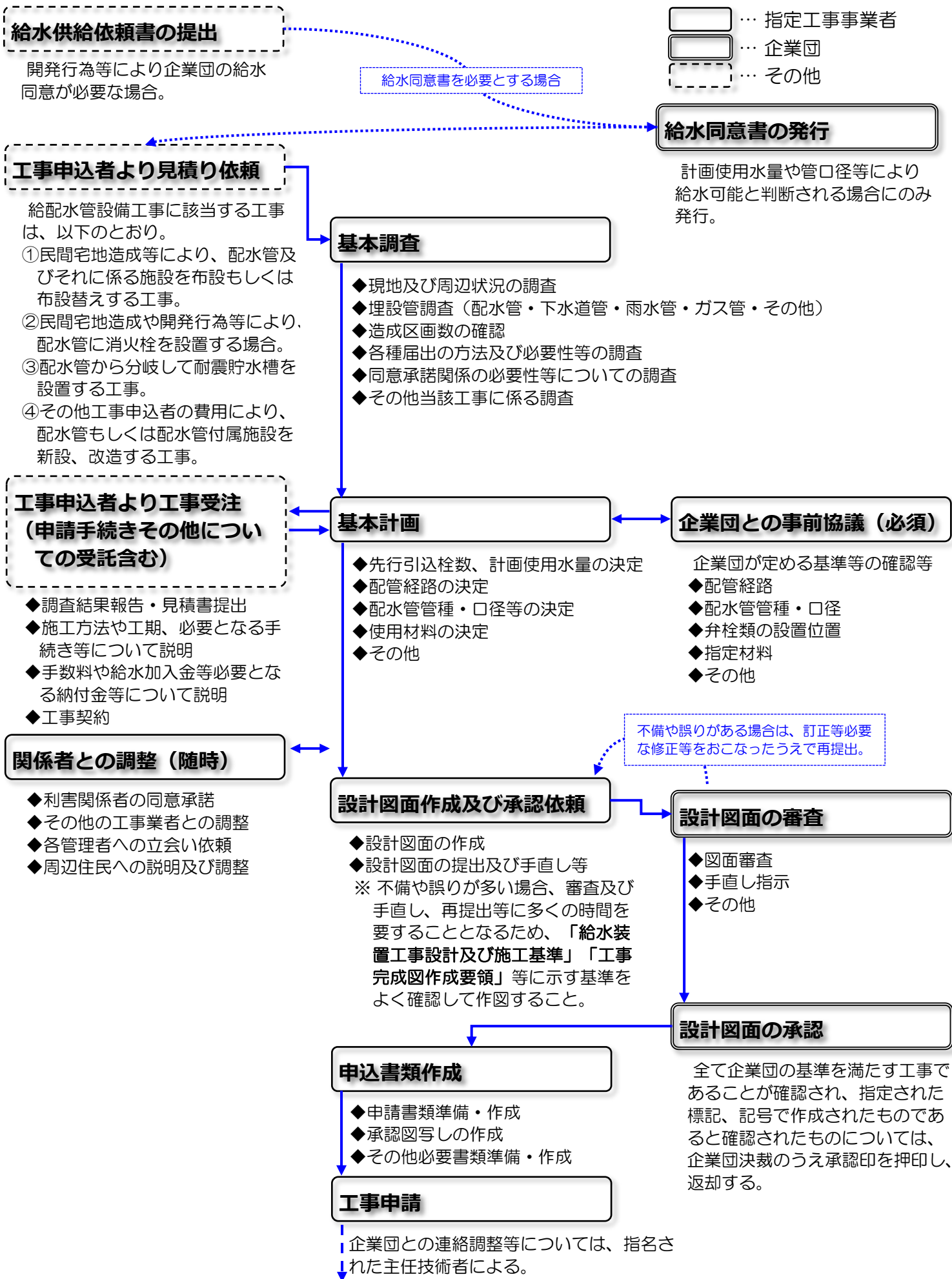


# 標準的な給配水管設備工事のフロー図（1）

## （見積り依頼～工事申請まで）



# 標準的な給配水管設備工事のフロー図（2）

## （工事申請～着工まで）

### ★事前協議から着工まで

事前協議、図面承認等を経て企業団決裁、工事承認までの期間については、数度の協議や図面の提出～確認～返却～修正作業が生じるため、着工までに十分余裕を持って申請すること。

工事申請

受付・審査～決裁

- ◆申請書類審査
- ◆同意・承諾状況確認
- ◆配水管施設の譲渡に関する契約締結
- ◆その他必要事項に係る審査

手数料、給水加入金の納付書発行

◎納付書の発行について  
企業団決裁後、速やかに発行する。

手数料納入

企業団会計窓口もしくは企業団指定金融機関窓口にて納入。

金融機関窓口で納入した場合、企業団で入金を確認できるまでに2週間程度の期間を要する。

給水加入金納入

企業団会計窓口もしくは企業団指定金融機関窓口にて納入。

金融機関窓口で納入した場合、企業団で入金を確認できるまでに2週間程度の期間を要する。

工事承認

申請書類の審査受付及び手数料の徴収をもって工事承認とする。

道路占用許可申請手続き

- ◆申請書類作成
- ◆道路管理者への申請

毎週水曜日までに審査済のものについて金曜日に申請。

道路管理者及び所轄警察署による審査～許可

所轄警察署による審査～許可

許可を得たら許可書写しを企業団へ提出

道路使用許可申請

「道路占用許可書写し」もしくは「道路工事实施協議同意書写し」を添えて所轄警察署へ申請

手数料の納入を確認できないものについては、工事未承認のため許可書写しは引き渡し不可。

道路占用許可書受領

- ◆許可書の回収
- ◆工事事業者への許可連絡

- ・市道・町道の場合、占用申請から許可まで2週間程度の期間を要する。
- ・県道の場合、占用申請から許可まで1ヶ月程度の期間を要する。
- ・国道の場合、事前協議が必要となり、さらに占用申請から許可まで1週間程度の期間を要する。

材料購入

管工事組合又は他の管材業者より購入。管工事組合で購入したもので当該工事の材料として適合証明書を発行されたものは材料検査合格品として取り扱う。適合証明書は購入後企業団に正副提出するものとし、受領証明として副の証明書に企業団受領印を押して返却するものとする。

材料検査（もしくは管工事組合で指定材料購入）

管工事組合購入品以外の指定材料については、材料検査をおこなう。この場合、事前に検査日等の調整が必要。

工事着工について協議

以下の条件を満たしたうえで着工日について、企業団担当職員と協議のうえ決定。

- ①給水加入金を納入したことの証明（領収書写しの提出。企業団が納入確認済のものについては不要。）
- ②道路使用許可書写しの提出
- ③材料検査に合格したことの証明、もしくは管工事組合発行の使用材料適合証明書写しの提出

着工

# 標準的な給配水管設備工事のフロー図 (3)

## (着工～引き渡しまで)

